

識経験と團結の力であり、即ち此二項は以て手段の大宗と爲すべきである。之れ定款第一條中に「學術技藝の研究練習」及び「海員相互の和親協力」を摘録した理由である。

而して右の如き目的と右の如き手段に依り本會の解決すべき事業は之れ亦難多、勿論一言にして盡すことは出来ないが、唯今日の時世に於て本會の如きが第一に留意し最善の努力を致すべきは蓋し海上労働問題の解決に就てあらう。

抑も海事發達の基調は勞資の協調、即ち人の和に外ならない。人の和の尊むべきは戰爭のみでなく、海運業に於ても苟も其の健全なる發達と隆昌とを期せむとせば、先づ關係者間の人の和を得なければならぬ。船主船員間の完全なる意思の疏通、相互の信頼と尊敬、更に進んでは其の互譲協調、之れ海事發達の唯一鍵鑰である。然らば更に此の勞資協調は如何にして實現せしむべきか、他なし海員をして船主に對し信頼と感謝の念を懐かしむるにある。然るに此事たる唯海員が其の生活の安定を得、更に進んで適當の休養と將來に對する安心を得、心の平和と満足とを感ずるに及びて初めて自發的に信頼と協調に獻身努力の一念が發起するのである。海員が常に生活の脅

威と將來に對する不安を懐き船主に向つて不平と怨恨との外何物もなき状態で果して克く人の和を得、協調を期し得べきか。

海上労働問題とは何か、海員問題とは何か、要するに海員に心の平和と満足とを與へ此の協調を實現して海運界に平和と隆昌とあらしめむとする努力に外ならない。然らば此の労働問題の適切公正なる解決こそは實に海運の隆昌を期し海事の發達を期せむとする者の先づ第一に努むべきことである。此の意味に於て海上労働問題の解決は明かに本會存立の趣旨目的を達成する爲に最善を竭すべき事項の一である。唯労働問題の解決は労働運動とは別物である。本問題に對する本會の態度は宣敷、公益を旨とし海員の知識経験と團結の力を基礎とし、合法的手段に據り公正不偏の立場よりすべきものであるは勿論である。

我等は既に從來も海員の幸福増進、利權擁護の爲に種々の具體的問題に關係し來つた。給料問題にも、船主船員間の紛議解決にも、不當法制の改廢にも、必要法制の設定にも、船舶耐航、海上の安全にも、間接直接にあらゆる公私大小の海員問題、海上